

広域連携結婚支援事業（4市町合同婚活事業出会いイベント） 委託業務提案仕様書

1 業務の目的

人口減少対策の一つとして、それぞれの自治体で婚活事業に取り組んできたところであるが、同じ課題を共有する4市町において、新たな県際連携として広域での男女の出会いの場を創ることを目的とする。

2 連携自治体（4市町）

宮城県：登米市、栗原市

岩手県：一関市、平泉町

3 委託期間

契約日～令和4年2月28日

4 業務の概要

イベント実施に係る参加者への結婚に向けた自分磨きのセミナーの開催並びに独身男女交流イベントの開催を行うとともに、事業の周知、参加者の取りまとめ及び問合せ等に対応するものとする。

(1) 自分磨きセミナーの開催

ア 開催時期は、交流イベントの概ね2週間程度前とし、3時間以内とすること。

イ 開催方法はオンライン開催とすること。

ウ 参加対象は、男女の交流イベント参加者とし、セミナー参加を必須条件とする。

エ セミナーは、身だしなみやコミュニケーション術に関する内容とし、対象者が参加しやすいよう、工夫を凝らした内容とすること。

(2) 独身男女交流イベントの企画、立案及び開催

ア 開催時期は、令和4年1月23日（日）概ね13時30分から15時30分とする。

イ 開催方法はオンライン開催とすること。

ウ 交流イベントでは、「自己紹介」、「1対1トーク」「カップリング（告白）タイム」を盛り込むこととする。なお、対象者が参加しやすいよう、工夫を凝らしたイベントとすること。

エ 参加対象者は20代から30代の独身男女とし、概ね24名とする。ただし、男性参加者については4市町に在住している者とし、登米市、栗原市、一関市（平泉町含む）において各4名を定員とすること。

オ 参加者に対してアンケートによる意識調査を実施すること。なお、調査項目等については、受託者と登米市で協議し決定するものとする。

カ カップル成立者へのプレゼントを用意すること。

キ 参加者の募集及び申込み受付を行い、申込み状況について市から照会があった

場合は速やかに報告すること。

ク 定員を超えた申込みがあった場合は抽選することとし、抽選方法については市と協議の上決定すること。

ケ 申込者及び参加者からの問合せに対応すること。

コ イベント開催時に発生する実費相当分については、参加者から徴収するものとする。ただし、あらかじめ市の承認を受け、条件付きで実費相当分を軽減する措置をとる場合はこの限りではない。

サ 委託料は、イベント運営に係る費用から前項の徴収金額を除いた額とする。

(3) 複数の情報発信媒体を活用した周知

Webや専用ホームページ等を活用した効果的な情報発信を行うこと。

5 整備が必要な書類及び帳簿等

(1) 受託者は、業務に係る帳簿等を業務終了後5年間保存するものとする。

(2) 受託者は、市からの求めがあった場合は、帳簿等を提出しなければならない。

6 報告書の提出

受託者は、業務が全て完了した際は、履行期日までに別紙1「完了報告書」を作成し、市に提出するものとする。なお、報告書提出の際は、参加者名簿、実施したアンケート集計結果、写真データも併せて提出するものとする。

7 業務実施の条件

(1) 受託者の義務

受託者は、業務を遂行するにあたって、市の意図及び目的を十分理解した上で、適正な人員を配置し、正確丁寧にこれを行うものとする。

(2) 再委託の制限

受託者は、受託業務を第三者に委託し、又は請け負わせることはできないものとする。ただし、あらかじめ市の承認を受けた場合には、業務の一部を委託することができるものとする。

(3) 業務指示

業務の実施にあたっては、関連法令等、委託契約書及びこの仕様書を遵守するとともに、市と常に密な連絡を取り、その指示に従うものとする。

(4) 実施状況

市は、必要に応じて業務の実施状況について調査し、又は受託者に報告を求めることができる。

(5) 疑義

本仕様書において、明示なき事項または疑義が生じた場合、その都度、市と協議し、その指示に従うものとする。

(6) 秘密保持

受託者が業務上知り得た情報等を第三者に漏らしたり、公言したりしてはならないものとする。また、知り得た情報は、本業務以外に使用してはならない。業務完了後も同様とする。

(7) 責任

業務の実施にあたり、不測の事態が生じた場合は、市に責任がある場合を除き、受託者の責任において、これを解決すること。また、速やかに市へ連絡すること。

8 委託料の支払い

- (1) 委託料の支払いは、完了報告書を提出し、検査に合格した場合、別紙2「支払請求書」により委託金額の支払いを請求できる。
- (2) 前号に関わらず、業務完了前に別紙3「概算支払請求書」により概算払い請求ができるものとするが、請求及び支払いは次の表のとおりとする。

区 分	支払条件	支払限度額
概算支払請求	「概算支払請求書」の提出を受けた場合	概算払い請求の支払限度額は委託料の8割以内。
支払請求	「完了報告書」の提出を受け、かつ完成検査に合格した場合	委託料から概算払いによる支払額を差し引いた額。

9 その他

契約内容に変更が生じる場合は、受託者と市がその都度協議し決定する。